

山形市と株式会社ウェザーニューズとの 包括的な連携・協力に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源や環境等を有効に活用することにより、山形市における教育環境及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携し、及び協力して実施する。

- （1）熱中症対策の推進に関すること。
- （2）環境学習・教育の推進に関すること。
- （3）防災及び各種産業における気象データの活用に関すること。
- （4）その他教育環境及び市民サービスの向上に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項（以下「連携及び協力事項」という。）を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、連携及び協力事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月25日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

幕張テクノガーデン

株式会社ウェザーニューズ

代表取締役社長 草開 千仁